

## 要配慮者対策

高齢者、障がい者、乳幼児及びその他、災害が発生した時に必要な行動を迅速かつ的確に取りにくく、配慮を要する災害時要配慮者においては、平常時から支援体制を構築し、適切に対応するための対策を以下のとおり地域防災計画にまとめています。

### 1. 災害時要配慮者の把握等

災害時要配慮者のうち、75歳以上の者、又は要介護認定を受けた者及び障がい者手帳を有する者、その他、自力による避難が困難で避難支援が必要と認められる者の把握に努め、平常時から防災情報の伝達手段、伝達態勢の整備及び避難誘導等の支援体制を整備する。

### 2. 避難行動要支援者の対策

災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」の避難支援、安否確認、その他、生命又は身体を災害から保護するために必要な対策を講じる。

#### (1) 名簿の作成

避難行動要支援者の名簿は、避難支援等を実施するための基礎となるものであり、関係課で把握している情報を集約するように努め、あらかじめ作成しておくものとする。なお、名簿作成の対象範囲は避難行動要支援者避難支援計画に定める対象者とし、既に須崎市災害時要援護者避難支援登録により名簿を作成している者は、新たに作成する必要はないものとする。

#### (2) 名簿の情報

名簿の情報は、避難支援や安否確認に必要な限度で、その保有する氏名やその他の情報を特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用するとともに、必要に応じて県知事等に災害時要配慮者に関する情報の提供を求める。

#### (3) 名簿の更新・共有等

名簿は、状況が常に変化しうることから避難行動要支援者の把握に努め、更新する期間や仕組みを構築するとともに、平常時から災害の発生に備え、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、避難行動要支援者避難支援計画に定める避難支援団体等と共有を図り、最新の名簿情報を保つように努める。

なお、名簿情報については、個人情報保護の観点に立ち厳重に管理されなければならない。

#### (4) 名簿の活用

名簿の活用については、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合、避難行動要支援者の避難支援等の実施に必要な限度で、次のとおり活用するものとする。ただし、名簿情報の提供を受けた支援者等に係る守秘義務等に留意する必要がある。

##### ① 避難のための情報伝達

円滑かつ迅速な避難にあたって重要となる災害情報は、多様な手段を用いて早い段階での避難行動につながる情報伝達の仕組みを構築する。

##### ② 避難行動要支援者の避難支援

平常時から避難の必要性や名簿の意義、あり方を周知するとともに、避難支援団体等で地域の実情や特性に応じた避難支援等が行えることや支援者等の安全を確保する措置を講じる。

また、避難支援団体等への名簿情報の提供において、本人同意の有無にかかわらず、可能な範囲で避難支援等を行うよう協力を求める。

### ③安否確認の実施

災害時の安否確認にあたっては、名簿を有効に活用するとともに、安否確認を外部に委託することが想定されることから災害発生前に民間事業者や福祉事業者等と協定等を結んでおくことが必要である。

### ④指定避難所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえ、避難後の避難行動要支援者への支援が継続されるよう名簿情報を活用し、指定避難所、又は福祉避難所へ引き継がれる仕組みや移送方法等を構築する。

### ⑤個別計画の策定

平常時から避難支援団体等と具体的な支援方法を検討し、名簿情報に基づき、避難行動要支援者一人ひとりの個別計画の策定に努める。

## (5)災害時要配慮者避難支援連絡協議会等の設置

災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援から避難生活まで組織的な避難支援体制を構築するため、平常時から防災や福祉・保健・医療等の各分野の関係者で連携した避難支援連絡協議会を設置し、事前対策の実施を推進する。

## 3. 社会福祉施設等における対策

社会福祉施設や医療機関、保育所等には、自力では避難できない人々が多く入所・通所しており、これらの人々の安全を図るためには、平素から十分な防災対策を講じておくことが必要であり、職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員が参加した防災対策に継続的に取り組まなければならない。

また、立地環境、建物の構造及び入所者等の状況等を踏まえ、高台への移転や建て替え等を検討し、適切な安全確保対策に努める。

## 4. 外国人等に対する対策

外国人等に対する対策については、指定緊急避難場所案内板等への外国語表記や統一規格の避難標識等による周知と外国人向け防災リーフレット等の配布を実施し、災害発生時において迅速かつ的確な行動が取れるように啓発活動に努める。

## 5. 避難訓練等の実施

災害時要配慮者の避難訓練等を定期的の実施し、情報伝達、避難支援等について検証を行うこととする。また、避難訓練等を実施するに当たり、企画段階から避難支援団体等と連携して、避難行動要支援者名簿を活用した訓練への参加や避難意識の向上に努める。

災害時要配慮者の現況 (平成25年3月31日現在)

高齢者(75歳以上)	4,384人
乳幼児	1,025人
心身障がい者	1,794人
外国人	317人 (外国人登録者数)
人口総数	23,961人
割合	31.38%